

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ

60才未満

国民年金
第一号
被保険者

国民年金保険料納付免除者除く

年間60日以上
農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額・社会保険料控除など、税制面の優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。

年金資金の運用実績

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
修正総合 利回り (%)	-4.65	+5.99	+3.40	+9.80	+3.27	-4.73	-9.25	+9.14	-0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	-0.69	+3.26

平均運用利回り 年率で+2.77%

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

- 掛金月額2万円～6万7千円まで選べます。
- 1ヶ月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆ 要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者(※)	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者(※)	6,000円 (3割)	—

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

* 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。